

業務部速報

No. 10

発行 12. 8. 30

JR東労組 業務部

申1号

第28回定期大会発言に基づく申し入れ交渉を行う！ その3

第8項 被災線区の復旧は鉄路とし、BRTの仮復旧スケジュールを明確にすること

組合の主張

我々の要求は鉄路での復旧であり、地元も鉄路での復旧を望んでいる。それに応えるべきだ！

山田線について、地元の要望を踏まえ協議を継続していくこと！

会社の回答

明確な方針は出せないが、鉄道での復旧は莫大な費用が掛かる。経営的な負担もあり、この場で明言できない。

仮復旧の一つの方法としてBRTを提案したが受け入れられなかった。今後の復旧について地元との協議は継続していく。

第9項 放射線が高い地域で作業を行う場合の放射線管理基準設置について

確認事項

- 現場からの要望があれば、産業医や保健師を派遣し不安の払拭に勤める。
- 除染電離則に基づいて管理するが、これからは作業環境も見ていきたい。

回答に除染電離則に基づくとなっているが、これまでの基準は変更になるのか

警戒区域以外で、線量の高い区域はある事故前と比較しても線量が高い。JRとしての管理基準を決めるべき。

現場の組合員は、線量の低い地域であっても、不安を感じている。作業環境に関する責任は会社にある。組合員一人一人が安心して働ける体制を検討すべき。

除染電離則では、年間50mSV、5年で100mSVとなっているが、これまで年間20mSVとしてきた管理基準を変更する考えは無い。

立ち入り禁止区域や線量の高い区域での作業は無いと認識している。国の管理基準での管理をするとの回答

国の定める除染線電離則の基準で行う考えである。社員の放射線への不安の払拭や、線量の高い地域で働く社員の作業環境も、衛生試験室等の検査機関で見えていく考えだ。

第9項 立ち入り禁止区域等から避難している社員にモニター制度自主避難者に社宅使用許可について

現在、子供の関係で二重生活になっている組合員もいる。望んでこういう状態になっているのではない。特例だ社宅も含め、会社として救済措置を取るべき。

業務しながら、一方で放射能との恐怖の中で生活している組合員がいる。我が社は社員あつての会社。社員第一の会社になるべきだ。

避難先が100キロ以上なら自主避難でもモニター制度は使える。無償では無いが社宅の使用は出来る。自主避難は自己都合と考えている。

社宅も含め必要な処置はとっていると考えている。

社員あつての会社では無いのか